

## 『施設情報』

(1) 開館時間	8時
(2) 閉館時間	22時50分
(3) 利用時間	9時から22時（準備・片付け等の時間含む）
① トレーニング室	8時30分から22時
② 駐車場 ※施設利用者のみ利用可能	7時から23時 (23時以降の出庫はできませんが、1時間あたり100円の追加料金が発生いたします)
(4) 施設概要	メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場、トレーニングルーム、多目的室
(5) 休館日	毎月第3月曜日（祝日の場合翌平日）、年末年始（12/29から1/3）
(6) 問合せ先	〒813-0017 福岡市東区香椎照葉6丁目1番1号 TEL 092-410-0314（総合受付） FAX 092-410-0318 メール info@fukuoka-city-arena.jp

## 『利用方法』

### 1. 専用利用（団体で利用される方）

#### (1) 利用者登録について

・グループやサークルで施設を専用利用される方は、事前に利用者登録が必要となります。

<利用申込みの流れ>

利用者登録 ⇒ 抽選申込み ⇒ 抽選 ⇒ 抽選結果のお知らせ ⇒ 利用許可申請 ⇒ お支払い ⇒ ご利用日

<登録条件>

・利用者登録は、グループやサークルの構成員が10名以上で登録可能です。

<登録方法>

① 福岡市総合体育館ホームページの施設予約システム（以下「システム」といいます。）にて、仮登録申請を行ってください。

登録されたメールアドレスに、仮IDと仮パスワードが送信されます。

② 仮IDと仮パスワードで、システムにログインし、画面の案内に従い利用者登録・団体名簿登録をご入力ください。  
登録完了後に、仮IDが送信されます。

③ 来館のうえ、総合受付にて本人確認書類をご提示、団体登録名簿の確認後、登録完了となります。  
登録完了時に、利用者登録カードのお渡しと、本ID（登録番号）が送信されます。

<その他注意事項>

・団体の登録において、同じ利用目的かつ同じ構成員による利用者登録を重複して行うことはできません。

・本人確認書類とは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の顔写真、氏名、住所および生年月日が確認できるものとなります。

・コミネットの登録番号を引き継ぎたい方は、システムの入力による仮登録申請は不要です。

本人確認書類とコミネットの利用者登録カード、ダウンロードした団体登録名簿に記入をしたものを総合受付までお持ちください。

(ダウンロードできない場合は、同じ内容を記載したものを準備してください)

※引き継げるのは登録番号のみとなり、構成員などの登録内容は改めてご登録が必要です。

- ・市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が登録される場合は、該当する構成員全員分の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。
- ・中学生以下の生徒・児童等だけの団体登録できません。責任を持って生徒・児童等の対応ができる責任者（保護者）が登録をしてください。

## (2)予約システムによる抽選申込み

予約システムでは、利用者登録・抽選の申込み及び取消し・当落結果の確認・利用許可の申請及び申請の取消しの手続きができます。

抽選申込みには事前に利用者登録が必要です。

抽選申込	ご利用月の3ヶ月前の1日5：00から14日24：00まで														
抽選	抽選申込み月の15日（コンピューターによる自動抽選を行います）														
抽選結果のお知らせ	抽選申込み月の16日9:00から12：00 当落の結果はメール又は電話でお知らせいたします。														
利用許可申請から 利用許可書発行	抽選申込み月の16日から19日24：00まで 当選しても期間内に利用許可申請がない場合は、当選は無効になります。														
お支払い	<p>①メイン、サブ、武道場、弓道場利用の場合（左記施設と多目的室を合わせて利用の場合は多目的室も含む）・・・利用許可時</p> <p>②多目的室単独利用の場合・・・利用日の10日前まで</p> <p>※納期限の10日前までに利用料金のお支払いが確認できない場合、お客様には、「お支払いのご案内」メールを送信、またはお電話でご連絡させていただきます。</p> <p>※お支払いがない場合は、利用許可は無効になります。</p> <p>【お支払い方法】</p> <p>総合受付：口座振替・クレジットカード・現金</p> <p>予約システム：口座振替・クレジットカード</p>														
利用の取止め	<p>お支払いいただいた利用料金は還付いたしません。</p> <p>ただし、利用の取止め届を提出された場合、次のとおり還付いたします。</p> <p>なお、口座振込等による還付をご希望される場合、必要な手数料は、お客様のご負担となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利 用 施 設</th> <th style="text-align: center;">取止め届提出日</th> <th style="text-align: center;">還付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場 (多目的室, 研修・会議室, その 他諸室を付随して利用する場 合は, これを含みます。)</td> <td>利用日の 3ヶ月前から1ヶ月前の 前日</td> <td>利用料金5割</td> </tr> <tr> <td>利用日の3ヶ月前の前 日まで</td> <td>利用料金の全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的室, 研修・会議室, 他諸室</td> <td>利用日の9日前から5 日前</td> <td>利用料金の5割</td> </tr> <tr> <td>利用日の10日前まで</td> <td>利用料金の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※還付額には設備、及び備品の利用料金を含みます。</p>		利 用 施 設	取止め届提出日	還付額	メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場 (多目的室, 研修・会議室, その 他諸室を付随して利用する場 合は, これを含みます。)	利用日の 3ヶ月前から1ヶ月前の 前日	利用料金5割	利用日の3ヶ月前の前 日まで	利用料金の全額	多目的室, 研修・会議室, 他諸室	利用日の9日前から5 日前	利用料金の5割	利用日の10日前まで	利用料金の全額
利 用 施 設	取止め届提出日	還付額													
メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場 (多目的室, 研修・会議室, その 他諸室を付随して利用する場 合は, これを含みます。)	利用日の 3ヶ月前から1ヶ月前の 前日	利用料金5割													
	利用日の3ヶ月前の前 日まで	利用料金の全額													
多目的室, 研修・会議室, 他諸室	利用日の9日前から5 日前	利用料金の5割													
	利用日の10日前まで	利用料金の全額													

### (3) 抽選後の空き施設のご利用申込み

- ・ 抽選の結果、施設に空きがある場合は、ご利用希望月の3ヶ月前の20日5:00から、ご利用希望日の前日19:00までお申込みができます。（先着順）
- ・ ご利用希望日の前日が休館の場合でも、予約システムでお申込みいただけます。

お支払い	①メイン・サブ・武道場・弓道場・・・利用許可時 ※現金でのお支払いの場合は、支払期日が申込月の末日までとなります。 ②研修会議室・多目的室・他諸室・・・利用日の前日まで ※お支払いがない場合は、利用許可は無効になります。 【お支払い方法】 総合受付：口座振替・クレジットカード・現金 予約システム：口座振替・クレジットカード		
利用の取止め	お支払いいただいた利用料金は還付いたしません。 ただし、利用の取止め届を提出された場合、次のとおり還付いたします。 なお、口座振込等による還付をご希望される場合、必要な手数料は、お客様のご負担となります。		
	利用施設	取止め届提出日	還付額
	メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場, 弓道場	利用日の	利用料金の5割
		3ヶ月前から1か月前の前日	
	多目的室, 研修・会議室, 他諸室	利用日の3ヶ月前の前日まで	利用料金の全額
		利用日の9日前から5日前	利用料金の5割
		利用日の10日前まで	利用料金の全額

※還付額には設備、及び備品の利用料金を含みます。

### (4) 事前打合せ

- ・ 施設概要に記載の附属設備等をご利用される場合は、附属設備明細書を予約システムでプリントアウトし、総合受付でご利用月の1ヶ月前の前日までに、ご提出ください。
- ・ 大会イベント等をご利用される際には、ご利用月の1ヶ月前の前日までに、施設スタッフと事前打合せを行ってください。ご提出していただく必要のある書類がある場合は、一緒にお持ちください。

### (5) 利用料金の取扱い

- ・福岡市内に居住する65歳以上70歳未満の方を主体とする団体がご利用する場合、ご利用料金は5割相当額となります。
- ・福岡市内に居住する70歳以上の方を主体とする団体がご利用するときのご利用料金は無料となります。
- ・本市又は公財財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事にご利用するときのご利用料金は無料です。
- ・本市又は公財財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事にご利用するときのご利用料金

は7割相当額です。

- ・国又は福岡県が主催する行事にご利用する場合で、市長が特に必要があると認めるときのご利用料金は5割相当額です。
- ・市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するときのご利用料金は無料です。
- ・18歳未満の者を主たる構成員とする団体が専用利用するときのご利用料金は5割相当額です。

## 2. 大会利用時の注意事項

### (1) 関係法令等の遵守

次の事項に該当する場合は、施設のご利用を承認できなかつたり、ご利用の承認を取り消したりすることがあります。

ご利用に際しては、スタッフの指示を守っていただくようお願いします。

- ・施設の設置目的に反するご利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- ・施設の管理上支障があるとき。

### (2) 管理責任

施設利用中に発生しました事故については、当指定管理者に重大な過失がない限り、全て主催者の責任となります。事故防止には万全の注意を払うとともに、安全確保に責任をもって必要な措置を講じてください。大会及びイベント全般についての管理（現場）責任者を決め、管理責任者はご利用中、責任をもって大会及びイベント運営の管理を行ってください。

### (3) 入館

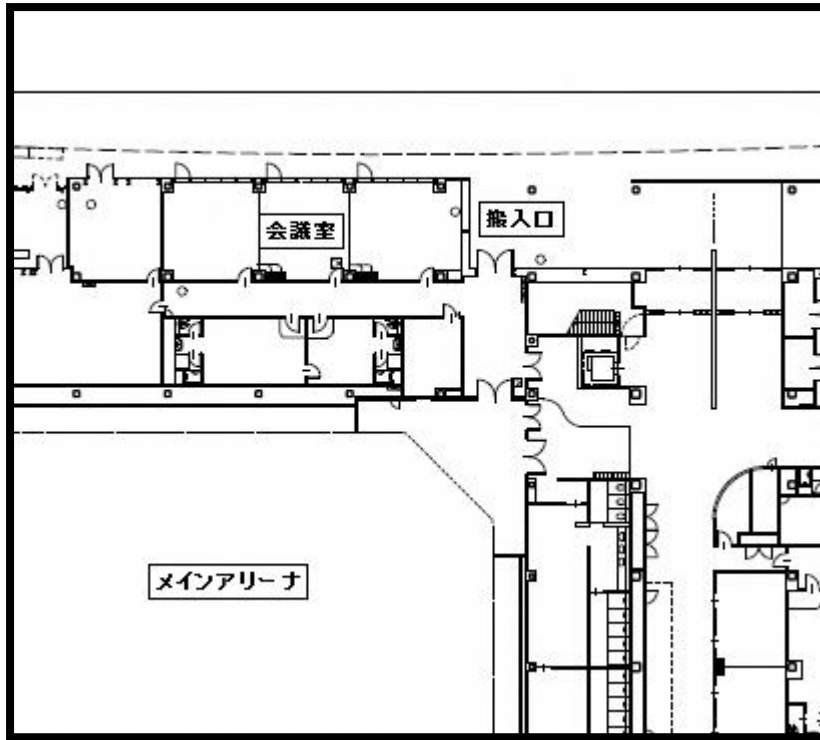
入館する際は、必ず主催者（管理責任者）の方が、総合受付にお越ください。連続してご利用になる場合も、利用日ごとの受付をお願いします。事前打合わせからご利用設備等の許可内容の変更がある場合は、総合受付まで連絡ください。

### (4) 警備

催し物やプロスポーツ興行等多数の利用者又は観客が来館する場合、混雑・盗難・火災等の事故防止に万全を期すために、利用期間中は警備担当係員を配置するか警備会社に委託するなどして会場の警備を行ってください。また、開館前に集まった来館者の整理についても、責任を持って行ってください。

### (5) 搬入・搬出

大会、イベント及び興行でご利用の場合は、搬入、搬出口及び持込み機材などについて、ご注意ください事項や、ご説明が必要となる事項がありますので、必ず大会、イベント等の詳細をお決めになる前に事前の打合せをお願いします。



## (6) 原状復旧と清掃

### ①原状復旧

会議室、研修室の机や椅子等は自由に配置して頂いて構いませんが、イベント終了時には元のレイアウトに戻してください。（各諸室及び会議室に備え付けのレイアウト図面をご参照ください。）

ご利用期間中に施設・設備・備品・窓を毀損・汚損・滅失・紛失等した場合は直ちに総合受付までご連絡ください。主催者の責任において原状復旧もしくはその損害について賠償していただきます。また、退館の際は原状復旧の確認を行いますので施設利用終了時に総合受付にお申し出てください。

### ②清掃

施設の一般清掃は、当指定管理者で指定した会社（株式会社創建サービス）にて行います。大会後の清掃及び、その他一般清掃以上が必要な場合、総合受付へご相談ください。

設営・撤去時の残材・廃材・紙屑等は会場内外に放置せず、主催者の責任で処理してください。

主催者の負担により、産廃事業者による回収をご希望される場合、総合受付へご相談ください。

## (7) 防火・防災

### ①自主防火管理

当指定管理者では、会場内における災害を未然に防ぎ、来場者の安全確保を図るため、自主防火管理体制をとるとともに、施設利用にあたっての防災計画（別冊）を定めております。主催者におかれましては、この計画に従った防災体制をとっていただきますとともに、関係者への周知徹底をお願いします。

### ②防火責任者

大会及びイベントにかかわる防火責任者を選任してください。防火責任者はご利用期間中常駐し、責任を持ってご利用施設・設備・備品並びに展示物等の火災予防に努めてください。特に終業時の火元点検は確実にお願いします。

### ③自衛消防

当指定管理者では自衛消防隊を設置して非常事態に備えています。主催者におかれましても、「自衛消防隊組織編成表」に基づいて自衛消防隊を組織していただき、東消防署に大会及びイベント開催届出書を提出される際に同組織表を添付してください。

災害発生時には、当指定管理者の自衛消防隊の指揮のもと、通報連絡・避難誘導・初期消火（消火器・消火栓の場所・使用方法）・避難誘導（避難口、避難経路、誘導方法）について周知徹底をお願いします。

### ④火気（裸火）のご使用及び危険物品の持ち込み

施設内での火気の使用は原則として禁止されていますが、大会及びイベント演出効果において火気をご使用しなければならぬ場合は、東消防署及び当施設の許可を得てください。

高圧ガス・ガソリン・灯油等の持ち込みは、原則として禁止されています。

## (8) 出展物の実演

施設内での出展物の実演は、万全の防災措置を講じたうえで実施してください。施設・設備を汚損または破損するおそれがある実演は禁止します。騒音・設備・臭気・煙等を伴う実演については、他の利用者の迷惑にもなりますので中止していただく場合があります。産業廃棄物は主催者が責任を持って処分してください。

アドバルーン等をけい留する場合やプラズマレーザー、ドローン(場所によって必要な許可、方法によって必要な承認があります)、その他新エネルギー機器等の持ち込み又は実演する場合は、相応の防護壁等を設置し、他に危害を及ぼさないような措置が必要です。実施の際は、事前に施設担当者まで届出て承認を得てください。